

令和5年8月31日発行 久慈農業改良普及センター

経営指導課:0194-66-9684 産地育成課:0194-66-9683 地域指導課:0194-53-4989

FAX: 0194-53-5009

# ~掲載内容~

ページ

別添

# 1 久慈地域の情報

# ○土壌診断のご案内

・農産物の収量増加と品質向上、それに加えて肥料コストの低減の ために、年に1度の土壌診断をおすすめしています。

# ○普及現地情報

・主産地で担い手の妖精たちがほうれんそうを"生産" ~久慈小学校の総合学習をお手伝い~

# 2 お知らせ

# ○農薬の適正な使用はなぜ大切か?(2)

・「農薬の使い方を間違える原因って想像できますか?」という 内容を紹介します。(4回連載)

# ○秋の農作業安全月間

- ・ 普段の農作業を今一度見直しましょう!
- ・農業者の方も労災保険に特別加入できます。万が一の事故の際に 確実な補償を受けられるように検討しましょう。

# ○農業情報メールサービスの紹介

・岩手県の農作物技術情報や農村地域などの情報を幅広く提供する メールサービスを行っています。ぜひご活用ください。

「あぐりあす」とは、、、 アグリ(農業)+リアス(式海岸)を 組み合せた造語 と伝えられています、、、







普 及 現 地 情 報 令和5年7月21日 久慈農業改良普及センター 記述者 東海林

# 主産地で担い手の妖精たちがほうれんそうを"生産" ~久慈小学校の総合学習をお手伝い~

久 慈 小 学 校 第 3 学 年 児 童 91 名 が 7 月 18 日 に ほ う れ ん そ う の収穫体験を行いました。

同小の総合学習の一環で、久慈地域が主産地のほうれんそ うについて、栽培体験を通じて、自然を生かした久慈市の農 業や食文化を理解するとともに、地域の一員として貢献する 意識を児童に持ってもらおうと企画されているもので、今年 で 9 年 目。

児童からは「ほうれんそうは短い時間にこんなに大きくな ってすごい。」といった感嘆の声や「コツがわかったので育て て役に立てたい。」といった意欲的な声が聞かれました。

今年は、秋にもう一回栽培し、観察記録にまとめ、来年取 り組む下級生のためパンフレットを作成する予定とのこと。

久慈農業改良普及センターでは、この総合学習がはじまっ た 第 1 回 ( 平 成 26 年 ) か ら 協 力 し 、 ほ う れ ん そ う 主 産 地 と し ての歴史や栽培管理などの解説を担当。将来の担い手とな る"妖精たち"に食・生活を支える農業を理解し、職業とし て興味を抱いてもらえるよう、様々な取組を支援していきま







播種の様子(6月8日) 収穫の様子(7月18日)

# ■ 農薬の適正な使用はなぜ大切か?(2)

「農薬の適正な使用」に関する特集の2回めです。

前回は、「農薬を使わずに、防除もしないと、農作物はどーなる?」という記事で解説しました(あぐり あす第 273 号)。

今回は「農薬の使い方を間違える原因って想像できますか?」という内容です。

農薬を使用する皆さん(使用者)には「農薬取締法」で、①使用禁止農薬・無登録農薬の使用禁止 (法第24条)、②農薬使用基準の遵守(法第25条)という遵守義務のほか、③農薬の使用に関する理 解促進(法第27条)のため、農業普及員等の指導を受け、

### 「農薬を知る・理解する・適正に使う」

という行動が求められています。

皆さんには、そんなこと知っているよ、何をいまさら!と叱責されるかもしれません。くどいようですが、 農薬(「農林水産省登録第〇〇号」と記載ある農薬)の**容器・袋等のラベル**に記載されている、適用病 害虫の範囲及び使用方法(散布方法・使用時期・使用回数・希釈倍数・使用量)、農薬の保管場所・使用 上の留意事項、最終有効年月に従って、農薬を安全かつ適正に使用するほか、農薬の使用計画書や 住宅地等の飛散防止措置、記帳などを適切に行うことが求められています。

### ■ 農薬の使い方を間違える原因って想像できますか?

- ア 農薬の使い方を間違えるとどーなるの?
  - ① 使用基準違反(農藥取締法違反)
  - ② 残留基準值超過(農薬取締法違反、食品衛生法違反(出荷))
    - → <mark>法律に違反</mark>していますので、「農薬取締員」や「保健所職員」の立入検査★の後、国に報告するほか、マスコミ等への公表事案となることがあります。 ・・・ 結構嫌な気持ちになります(泣)

表 県内産農産物における農薬残留基準値超過の事例

地域	時期	作物	検出成分	原因
一戸町	R3.6月	レタス	トルクロホスメチル	隣接圃場からの飛散
陸前高田市	R2.5月	ほうれんそう	エトフェンプロックス	適用外使用
雫石町	H29.6月	ほうれんそう	フェニトロチオン	収穫時期の誤り
八幡平市	H28.12月	しゅんぎく	ダイアジノン	適用外使用
九戸村	H27.12月	しゅんぎく	エトフェンプロックス	不明(洗浄不十分?)
一関市	H27.12月	にら	ダイアジノン	使用時期・使用量の誤り
奥州市	H26.11月	チンゲンサイ	クロロタロニル	散布器具の洗浄不足
盛岡市	H24.12月	しゅんぎく	フェンバレレート	散布器具の洗浄不足
一関市	H24.12月	しゅんぎく	ジノテフラン	散布器具の洗浄不足
<b>魚州</b> 古	⊔ээ 1э ⊟	しゅしギノ	ボスカロド	<b>サナリョッツタブ</b>

品目:施設栽培、軽量な葉物野菜類がほとんど

原因:使用方法の間違い、散布器具の洗浄不足が多い

★ 次号(あぐりあす第 275 号)で立入検査について 解説します。

> (違反があったら農薬取締法に基づいて どんな立入検査を受けるのか?)



### イ 間違えるときってどんな原因があるの?

- ① 適用作物の誤認(思い込み) → (添付した緑の安全推進協議会作成のリーフレットを確認ください!)、
- ② 使用回数や倍率の間違い、③ 収穫前日数の誤認
  - ➡ 〔対策〕 農薬ラベルで確認; わからない時は普及センターや JA 等に確認して!

### ウ 間違えたつもりはないのだけれど・・・というときの間違いの原因

- ① 農薬散布器具の洗浄不十分(タンクやホースに残っているケース)
  - ・・・・ 動力噴霧器のホース 50mには約7ℓの残液が! 使用後のすすぎ洗いは十分に行いましょう!!(すすぎの水が透明になるまで)
- ② 土壌残留(育苗ハウスで散布した箱施用剤が後作の野菜の根から吸収)
- ③ 飛散(ドリフト/風の強い日に散布して近隣の作物に飛散)
- ④ その他(**不適切な使用**/除草剤を液肥容器に移し替えて散布)

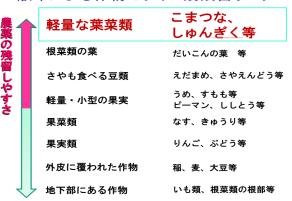








・散布液は使い切りが基本 ・誤使用・誤飲事故防止のため、 残った農薬はほかの袋や瓶には 絶対に移し替えないこと! 【参考】 散布による作物のタイプ別残留リスク



### 農薬取締法で定める罰則について (法 第8章 罰則)

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、<mark>3年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金</mark>に処し、又 はこれを併科する。

- 3 (中略)第24条又は第25条第3項の規定に違反した者
- ★ 第24条(使用の禁止) 無登録農薬・販売禁止農薬

第25条(農薬の使用の規制) 省令等で定める農薬を使用する者が遵守すべき基準(使用基準)

### 令和5年度に発生した農薬の使用基準違反発生状況

月・旬	作物名	農薬	内 容	使用の詳細	農業従事年数	備考
6 · 上	なす	ネキリエ	<u>適用外使用</u>	ネキリエースKは野ソに対する効果が見込めると思	農業年数:約35年	出荷なし。
		ースK	(なすに登録のない	い込み、農薬使用基準を確認せずに散布したもの。	なす栽培年数: <u>5年</u>	※安全確認後出
			農薬を使用)	※ネキリエースKは「野ソ」への登録も「なす」で		荷
				の登録もない。		
6 • 中	ピーマン	デナポン	<u>適用外使用</u>	昨年、ネキリムシの発生があったことから、家庭菜	農業年数:約10年	出荷なし。
		5%ベイト	(ピーマンに登録の	園用に購入した農薬を農薬使用基準を確認せずに	ピーマン栽培年数: <u>3年</u>	※安全確認後出
			ない農薬を使用)	出荷用のピーマンにも散布したもの。		荷
				※デナポン5%ベイトはキャベツ等で「ネキリムシ		
				類」への登録はあるが、「ピーマン」での登録はない。		
6 · 下	ぶどう	コテツフ	希釈倍数の誤り	農薬を使用する際に農薬使用基準をしっかりと確	農業年数:約40年	出荷なし。
		ロアブル	(2,000倍で散布する	認せずに散布したもの。	ぶどう栽培年数:35年	※安全確認後出
			ものを1,000倍で散			荷
			布)			
7 · 上	ピーマン	ダイアジ	<u>適用外使用</u>	アブラムシやダニ類に対する効果が見込めると考	農業年数:4年	出荷なし。
		ノン乳剤	(ピーマンに登録の	え、農薬使用基準を確認せず散布したもの。	ピーマン栽培年数: <u>4年</u>	※安全確認後出
		40	ない農薬を使用)	※ダイアジノン乳剤40はきゅうり等で「アブラムシ		荷
				類」や「ハダニ類」に登録があるが、「ピーマン」		
				での登録はない。		
7·下	ピーマン	ベフドー	適用外使用	自家菜園で栽培しているきゅうりにベフドー水和	農業年数:16年	出荷有り。
		水和剤	(ピーマンに登録の	剤を散布した後、農薬使用基準を確認せずに、ピー	(きゅうり15年)	自主回収を実施
			ない農薬を使用)	マンにも使用できるものと誤認し、散布したもの。	ピーマン栽培年数: <u>1年</u>	発覚後の出荷は、
				※ベフドー水和剤は「きゅうり」での登録はあるが、		安全確認まで、停
				「ピーマン」での登録はない。		止

<sup>※</sup>令和5年度に農薬取締法に基づく立入調査を実施したもの(生産物の出荷が無かったものも含む)。

○特に<u>栽培を開始してから5年以下の方の誤使用</u>が多く、<u>適用外使用</u>(栽培している作物に使用できない農薬の使用)が多い。

<sup>※</sup>登録に関する記載は令和5年8月5日現在の内容で記載。

# 農作業の今年間 情報のもと 情報と油断が事故のもと 全和5年度岩手県農作業安全スローガン



トラクターに安全フレーム装着! 運転者はシートベルト着用!



水分、塩分補給など熱中症対策 を十分に!



強風・乾燥時は野焼きをしない! 作業は、準備と注意をしっかり!



家族に作業場所と帰宅時刻を知らせよう! 携帯電話を携帯しよう!

農業者の方も労災保険に特別加入できます。
万が一の事故の際に確実な補償を受けられるように検討しましょう。

管の農作業安全月間 4月15日土~6月15日木 秋の農作業安全月間 9月15日金~11月15日秋

# 電子メールを活用した農業情報のサービスを行っています

久慈農業改良普及センターでは、農作物技術情報、台風や気象災害などへの注意情報、病害 虫に関する情報、スマート農業に関する情報などをタイムリーに入手することに役立つメール配信をしています。

ご自身のメールから <u>ce0026@pref.iwate.jp</u>(普及センター組織アドレス)まで「**氏名」、「住所」、「電話番号」**を送信していただければ、いつでも登録できます。登録すれば久慈農業改良普及センター(地域 ML)からだけではなく、県(県 ML)からも情報が配信されます。

【QRコードからも申込みできます】

- これまでに県から配信した内容は、次のような内容です。
- ・農作物技術情報(毎月、号外あり)
- ·農作物病害虫発生予察情報
- ・病害虫防除速報(水稲、野菜、果樹、花きなど)
- · 産地情報 「産地紹介· 人物紹介 ( 毎月 )
- ・県からのお知らせ(イベント案内、研修会案内など)

今後も随時、情報発信していきますので、ぜひご活用ください。



## ~いわてアグリベンチャーネット掲載記事の紹介~

いわてアグリベンチャーネットでは、毎月、各地域の農業情報をお知らせしています。

【6、7、8月分の掲載記事】

〇産地紹介:《奥州》りんごの魅力たっぷりな心地良い空間のカフェーMizusaki Note(ミズサキノート)~

:《久慈》産地情報『北三陸の"海·山·里·ひと"を繋ぐ交流拠点施設』~道の駅いわて北三陸(久慈市)~

:《宮古》産地記事『宮古地域における「銀河のしずく」栽培の状況』

〇人物紹介:《大船渡》人物紹介「美味しく、新鮮ないちごを地域へ届けたい 千葉勝久さん」

:《一関》(人物紹介)まさしくりんご1年生 鈴木浩平さん

:《盛岡》就農希望者必見!りんどう農家の私は、元々農業大嫌いでした!!

○『普及活動年報』県内各地域の普及センターの取組を紹介します。

下記の URL、または右の QR コードからご覧ください。

https://www.pref.iwate.jp/agri/i-agri/index.html





# 久慈農業改良普及センターfacebook 公開中!

久慈寒次郎が、最新の情報や、HOT な情報をお届けします。 下記の URL、または右の QR コードからご覧ください。

https://www.facebook.com/岩手県久慈農業改良普及センター-581601925540151/

